

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」を導入しております。ご利用の方は、総合受付までお申し出ください。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁 総務省 厚生労働省

令和4年7月改訂



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どんないいことがあるの?

より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



健康保険証としてずっと使える!

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

のつ方も見てね!